

島根県地域福祉支援計画（改定版）の概要

第1章 はじめに

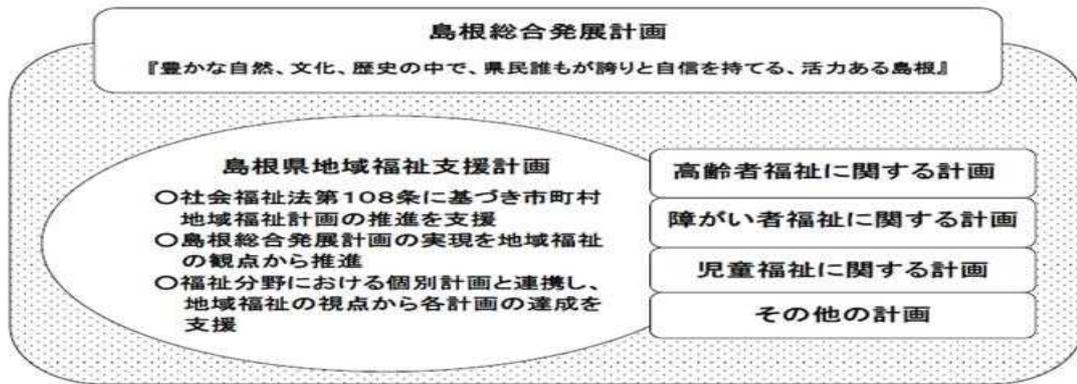
1 計画改定の趣旨

本県では平成17年に現計画を策定し、地域福祉の推進を図ってきたところ。今回、計画策定後における「島根総合発展計画」をはじめとする各種計画の策定、社会保障をめぐる様々な制度改正（障害者自立支援法、介護保険法など）、新たな課題（地域の支え合い、福祉人材の確保、災害時要援護者の支援など）に対応するため、所要の見直しを行う

2 計画の性格と役割

- 「島根総合発展計画第2次実施計画」に掲げる「基本目標Ⅱ 安心して暮らせるしまね」を受け、地域福祉の視点から、基本目標の実現を目指す
- 「第5期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画」「第3期島根県障害福祉計画」「島根県次世代育成支援行動計画」など、福祉分野における個別計画と連携し、地域福祉の視点から各計画の達成を支援することにより、地域福祉の総合的推進を図る

島根県地域福祉支援計画の位置付け



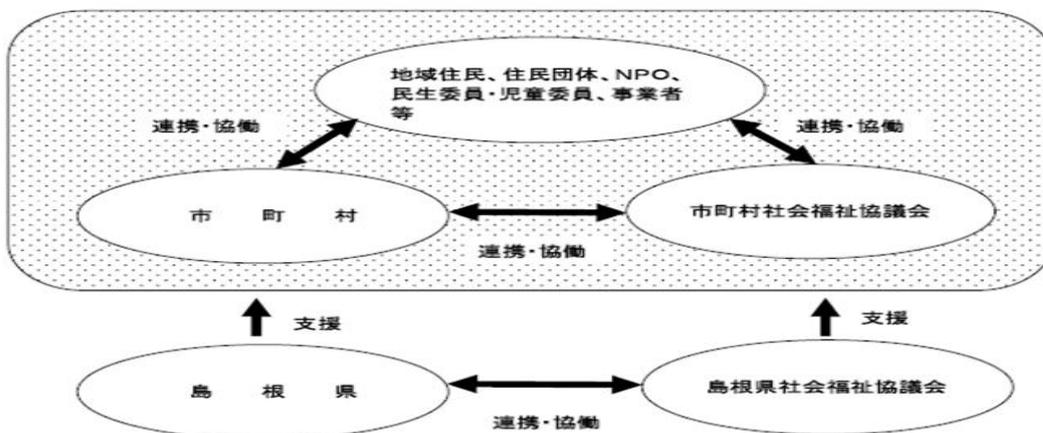
3 計画の期間

平成24年度～平成27年度

4 計画の推進と進行管理

他の県計画や各市町村地域福祉計画の進行状況を十分に把握しながら、関係部局、市町村及び社会福祉協議会などと密接に連携を図り、着実な推進に努める

地域福祉推進体制イメージ図



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 地域福祉を取り巻く環境の変化

ア 少子高齢化・核家族化の進行、地域社会の変容

介護や子育てを行う家庭の不安や負担を軽減し、社会全体で支援する必要性が一層大きくなる一方で、都市化の進展や過疎化の進行により地域社会の相互扶助機能が弱体化

イ 利用者主体の福祉制度への移行

福祉サービスの利用方法は、行政機関がサービス内容を決定、提供する措置制度から、利用者が自らサービスを選択、利用する契約制度へと大きく変化

ウ 地方分権の進展と住民の社会参加意識の高まり

地方分権の取組みが進展し、様々な改革が行われる中で、社会福祉の分野においても、その中心的な役割は、地域住民に最も身近な市町村へと移行し、いわゆる「平成の大合併」によって、その流れは更に加速

(2) 本県の地域福祉を取り巻く状況の変化

ア 県人口の状況～人口の減少と少子高齢化の進行

○本県の人口は減少が続き、年少人口、年少人口割合とも大幅に減少する一方で、老年人口、老年人口割合は、いずれも著しく増加

○一人の女性が一生に生む子どもの数である合計特殊出生率は、ほぼ横ばいで推移しているが、出生数は年々減少

○人口の県外流出と少子化に伴い、高齢化は急速に進行しており、今後さらに上昇すると予測

イ 世帯の状況

○夫婦のみの世帯や単独世帯が増加し、子どものいる世帯や三世帯同居世帯が減少

○県内世帯の半数は高齢者がいる世帯となっており、そのうち高齢者単独世帯や高齢夫婦のみの世帯が半数近くを占めている

2 計画策定に当たっての視点

(1) 個人の尊厳と人権の尊重

性別、障がいの有無や年齢等に関わりなく、全ての地域住民が、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられ、互いの差異と多様性を認め合いながら、相互に連帯し、共に生きる社会をつくっていくという視点に立った地域社会づくりを進めていくことが必要

(2) 住民参加と協働

住民の主体的な取組みと、市町村等の実施する公共サービスや民間団体によるサービスとが連携、協働していくことが必要

(3) 地域の特性を踏まえた地域福祉の推進

温かな地域社会や人間関係が残されているという「島根の強み」を活かし、地域の特性を踏まえながら地域福祉を推進していくという視点が大切

(4) 「行政の視点」から「地域住民の視点」へ

今後も行政の分野や垣根を超え、住民一人ひとりにとって必要なサービスが総合的に提供されるよう、利用者の立場に立ったサービス提供体制の整備に取り組んでいくことが必要

3 計画の基本目標

誰もが、住みなれた地域で、互いに支え合いながら、安心して、生きがいを持ち、自分らしく暮らしていける地域社会の実現

《基本施策1 安心して各種のサービスを受けることができる環境づくり》

- 何らかの支援を要するときに、どこに相談しても、最終的に適切な解決やサービスにつながっていくよう、相談機関の充実や相互の連携を図ります。
- サービス提供に当たっては、福祉、保健、医療の各行政サービスの連携はもとより、ボランティアや地域住民による援助も効果的に活用し、総合的な支援が行われるよう「サービスの総合化」を推進します。
- サービス利用に当たって何らかの援助を要する人を支援するとともに、苦情解決の取組みを進め、誰もが安心してサービスを受けられるよう、利用者の権利・利益の保護を進めます。
- 第三者によるサービスの評価の推進や、経営指導及び指導監査等を通じて質の高いサービス提供を促進します。

《基本施策2 福祉を担う人づくり》

- 生涯を通じた福祉教育・学習や広報啓発を通じて、地域住民の福祉活動に対する理解の促進を図り、地域福祉への主体的な参加を促します。
- 福祉を担う専門的人材の養成、確保及び質の向上に努めます。
- ボランティア・NPOの育成を図り、新たな担い手を養成します。

《基本施策3 福祉のまちづくり～ともに支え合って皆がいきいきと暮らせるまちづくり》

- 地域住民主体の地域福祉を推進することにより、ともに支え合い、互いを認め合い、誰もが社会に参加し、自分らしく幸せに暮らせる地域づくり（＝福祉のまちづくり）を支援します。
- バリアフリーへの取組み、健康長寿しまねの推進、地域での子育て支援など関連分野との連携を図り、誰にとっても住みよいまちづくりを進めます。
- 地域福祉の推進力である民生委員・児童委員、島根県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会の充実強化を支援します。

第3章 地域福祉推進のための施策

基本施策1 安心して各種のサービスを受けることができる環境づくり	
1-1 自ら主体的にサービスを選択できる条件の整備	
① 身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員活動の周知 ○市町村における相談機能の充実を支援 ○身近な地域での総合的な相談窓口が維持・充実されるよう市町村（地区）社会福祉協議会を支援 ○相談業務従事者の対応能力の向上、専門的な相談機関への「つなぎ」が適切に行えるよう配慮
② 専門相談機関の充実及び連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ○県の各種専門相談機関（保健所、児童相談所、女性相談センター、心と体の相談センター等）の機能の充実 ○専門相談機関と地域における相談機関との重層的なネットワークの構築 ○地域包括支援センターの機能強化に向け市町村（保険者）の取り組みを支援 ○母子家庭等就業・自立支援センターの相談機能の強化
③ 地域ネットワークの構築を通じた自殺対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○「島根県自殺対策総合計画」に基づき自殺対策を推進 ○関係機関や団体で構成する「圏域自殺予防対策連絡会」を設置し、地域のネットワークを構築 ○児童生徒が命の尊さを学ぶ教育等の充実などを通じて県民一人ひとりの気づきと見守りを促進
④ 様々な媒体を活用した情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○県ホームページなどインターネットを活用した情報提供の充実 ○「紙」による情報提供のほか、地域のネットワークなどを通じた情報提供のしくみも活用 ○子どもの各種相談窓口、DVについては、相談カード等を配布 ○「しまね出前講座」において、福祉・健康など身近なテーマについて情報提供
⑤ 事業者による情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者による適切な情報提供が行われるよう啓発・指導 ○「福祉サービス第三者評価」への取り組みを推進

1-2 サービス総合化の推進

<p>① 福祉・保健・医療の連携及び地域の多様なサービスの活用</p>	<p>○高齢者や障がい者のケアマネジメントに従事する者の技術の向上 ○要保護児童対策地域協議会構成員、民生委員・児童委員など、地域の相談・支援体制の強化</p>
<p>② 地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>○入退院時における医療と介護サービスとの連携などの強化 ○居宅系サービスの拡充、地域密着型サービスの推進 ○自立支援型の介護（予防）サービス提供などの取組みの推進 ○バリアフリーなど高齢者に配慮した「住まい」の整備などの推進 ○緊急通報システム、見守り、配食など生活支援サービスの充実 ○地域包括支援センターにおける多職種連携機能の強化に向けた取組みを強化</p>
<p>③ 多様なサービスの担い手の参入と協働の促進</p>	<p>○NPO法人の活動促進に向けた支援、地域住民の社会貢献活動への参加の促進 ○福祉分野での行政とNPO等の協働の促進</p>

1-3 サービス利用者の権利・利益の保護

<p>① 日常生活自立支援事業の推進</p>	<p>○島根県社会福祉協議会における日常生活自立支援事業への取組みの支援</p>
<p>② 成年後見制度の活用</p>	<p>○成年後見制度の普及啓発 ○「成年後見制度利用支援事業」について、市町村や相談支援事業所での活用を促進</p>
<p>③ 苦情解決体制の整備</p>	<p>○利用者、事業者への広報・啓発 ○事業者の理解の促進や積極的な取組みへの指導 ○島根県社会福祉協議会や島根県国民健康保険団体連合会との連携</p>

1-4 サービスの質の向上への取組み

<p>① サービス自己評価の実施</p>	<p>○適切な自己評価が行われるよう評価基準の提供等必要な指導や支援を実施</p>
<p>② 福祉サービス第三者評価の推進</p>	<p>○第三者評価に係る評価機関の育成、認証や評価調査者の養成研修 ○評価結果の適切な情報公開と利用者への情報提供の推進 ○第三者評価制度の普及、事業者の第三者評価導入に向けた取組みを促進</p>

③ 経営指導・指導監査の充実	○島根県社会福祉協議会における経営指導事業の支援 ○社会福祉法人等に対する指導監査の充実
基本施策2 福祉を担う人づくり	
2-1 福祉の心の醸成	
① 児童・生徒に対する福祉教育の推進	○教育委員会、学校と社会福祉協議会との密接な連携を図り、地域の人材や資源を有効に活用した福祉教育を推進
② 地域における福祉教育・啓発の推進	○地域の実態に応じた公民館における学習プログラムの充実 ○地域の福祉教育指導者の養成やスキルアップ研修 ○地域の中での多様な交流の促進や福祉課題への取組み ○しまね県民福祉大会などを通じた福祉に対する住民の理解の深化
2-2 福祉を担う専門的人材の育成・確保	
① 福祉人材の養成と就業促進	○福祉関係人材の養成機関や関係団体等と密接に連携した人材養成 ○島根県福祉人材センターにおける事業の一層の充実 ○福祉・介護人材確保ネットワーク会議での人材確保対策の推進 ○福祉や介護の分野に対する若い世代の理解や関心を高める取組みの強化
② 研修機会の提供による資質向上	○島根県福祉人材センターにおける研修機能の充実 ○福祉に関する各研修機関・団体との緊密な連絡調整
2-3 ボランティア、NPOの育成と活動支援	
① ボランティア活動の促進	○島根県ボランティア活動振興センター及び市町村ボランティアセンターの運営支援 ○災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう活動環境を整備
② NPOに対する活動支援	○（公財）ふるさと島根定住財団（しまね県民活動支援センター）におけるNPO支援機能の充実 ○県全体でNPOを支援する体制の構築
基本施策3 福祉のまちづくり～ともに支え合って皆がいきいきと暮らせるまちづくり	
3-1 地域住民の参加による地域福祉の推進	
① 地域住民主体の福祉活動の推進	○「地域福祉活動計画」の策定及び推進が円滑に行われるよう支援

<p>② しまね流自治会区福祉活動の推進</p>	<p>○社会福祉協議会を中心に進めている自治会区福祉活動が県内の多くの地域で取り組まれるよう支援 ○「安心生活コーディネーター」、「地域福祉サポーター」の養成や実践力の向上</p>
<p>③ とともに生き、ともに支え合う地域づくりの推進</p>	<p>○自治会区のネットワークが「見守り」、「発見」、「つなぎ」のネットワークとして機能するよう支援 ○高齢者や障がい者等の社会参加を促進し、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを支援 ○市町村社会福祉協議会等が中心となって実施している高齢者や子育て家庭等を対象とした交流活動を支援 ○公民館が、地域住民の交流をはじめ、地域福祉活動の拠点として一層有効に活用されるよう支援 ○隣保館が地域住民の交流をはじめ、地域福祉活動の拠点として一層有効に活用されるよう支援</p>
<p>④ 県民いきいき活動の推進</p>	<p>○県民・企業・NPOなど多様な主体が取り組む「県民いきいき活動」や「協働」の促進 ○「県民いきいき活動」を広く県民に周知し、活動の意義などについての理解や関心を喚起 ○（公財）ふるさと島根定住財団（県民活動支援センター）への支援の充実 ○県の総合相談窓口の充実や各職場に配置した協働推進員のコーディネート機能の強化</p>
<p>3-2 関連分野との連携</p>	<p>○バリアフリーの推進 ○健康長寿しまねの推進 ○地域における子育て支援・児童の健全育成 ○地域における住民生活の包括的な支援</p>
<p>3-3 地域福祉を推進する体制の充実</p>	
<p>① 民生委員・児童委員活動の充実強化</p>	<p>○民生委員・児童委員研修の充実と円滑な活動が行える環境づくり 主任児童委員についても必要な知識や援助技術の習得のための研修を充実</p>
<p>② 島根県社会福祉協議会への支援</p>	<p>○島根県社会福祉協議会の体制の充実や諸事業の効果的な展開を支援</p>

③ 市町村社会福祉協議会への支援	○身近な相談支援機能を充実させ、地域福祉推進のコーディネーターとしての役割が強化されるよう支援
④ 災害時要援護者支援体制の強化	○市町村における「福祉避難所」の指定、要援護者情報把握のための「要援護者マップ」の作成などの取組みを支援 ○民生委員・児童委員に対し行政が保有する要援護者の情報が円滑に提供される仕組みづくり ○広域的な避難体制の構築に向け避難方法の検討、避難先の確保、関係機関や近県との協力体制づくり

第4章 おわりに

- 「東日本大震災」を契機として、地域福祉の果たす役割の重要性が再認識されている
- 誰もが、住みなれた地域で、互いに支え合いながら、自分らしく安心して暮らしていくことができる地域社会を実現するためには、様々な主体の連携・協働が重要であり、その際には、「地域福祉計画」や「地域福祉支援計画」が大きな役割を果たす
- 県では、今回の「地域福祉支援計画」の改定を契機として、本県における地域福祉の推進に向けた取組みを更に強化していく